

ことぶき薬局 TEL055(977)6024 FAX055(984)0770 たまち薬局 TEL054(251)1678 FAX054(251)1685
ひまわり薬局 TEL053(463)4312 FAX053(460)4612 みかん薬局 TEL053(584)2230 FAX053(584)2240

1. 医療費控除とは

自分自身やご家族のために医療費を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができ、これを「医療費控除」といいます。非課税世帯は対象にはなりません。

2. 医療費控除の対象となる医療費の要件

(1)納税者が、自分自身又は自分と生計を一緒にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費であること。(同居していなくても「生計が一緒」であればOKです。)

(2)その年の1月1日から12月31日までに支払った医療費であること。

3. 医療費控除の対象となる金額

控除の対象となるのは、次の式で計算した金額(最高で200万円)です。
(支払った医療費の合計額-《保険金などで補てんされる金額》の金額)-10万円

4. 控除を受けるための手続

医療費控除に関する事項を記載した確定申告書を提出します。その際、医療費の支出を証明する書類(領収書など)については、確定申告書に添付するか、提示します。どのような費用が医療費控除の対象になるかについては、国税庁のタックスアンサー(税務相談室)をご利用ください。ファクシミリか電話で、税金に関する情報を取り出すことができます。また、タックスアンサーのホームページにも同様の情報が掲載されています。

通院に必要な交通費(タクシー代など)、医師の指示による差額ベッド料金、意外と知られていないものも対象になっていますので、ぜひ一度調べてみてください。一番大切なのは面倒くさがらずに領収証をとっておくこと、また領収書の出ないバス代などは日付・バス会社・金額・通院先などをメモしておいても有効です。

タックスアンサー 自動応答電話・FAX 054-252-4444

タックスアンサーサイト <http://www.taxanswer.nta.go.jp/index2.htm>

コード番号

- 1120 医療費を支払ったとき(医療費控除)
- 1122 医療費控除の対象となる医療費
- 1124 医療費の対象となる入院費用の具体例
- 1126 医療費控除の対象となる歯の治療費の具体例

そのほか介護保険制度や障害者制度に関する控除の詳細などについても情報が取り出せます。